

建設工事指名業者等選定要綱第11条の勘案事項に係る留意事項

平成16年10月1日訓令第39号

改正

平成19年9月28日訓令第23号

平成28年5月31日訓令第9号

平成29年5月31日訓令第8号

選定基準の留意事項	
1 不誠実な行為の有無その他の信用状態	<p>次に掲げる場合は、指名しない。</p> <p>(1) 世羅町発注工事に係る競争入札に関し、予定価格を事前公表して行った工事の競争入札において、予定価格を超える価格をもって申込みをし、競争入札に参加する者として不適當であると認められる場合</p> <p>(2) 世羅町発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる場合に該当し、かつ、その状態が継続して、請負者として不適當であると認められる場合</p> <p>① 町工事の請負契約条項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合</p> <p>(3) 次のとおり関係行政庁の事実認定に基づく行為により、明らかに請負者として不適切な事実が認められる場合</p>

- ① 警察当局から世羅町に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があった場合など、明らかに請負者として不適當であると認められる場合
- ② 資格者又はその役員若しくはその使用人が入札妨害又は贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- ③ 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反したとして、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は第8条の2に基づく排除勧告を受けた場合
- ④ 業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項若しくは第2項の規定に基づく指示又は同条第3項の規定に基づく営業停止の処分を受けた場合
- ⑥ 代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告された場合
- ⑦ 租税の滞納その他税法上の処分をうけ又は嫌疑をうけたとき。
- (4) その他、業務に関し、不正又は不誠実な行

	<p>為をし、明らかに請負業者として不適當であると認められる場合</p>
2 経営状況	<p>営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められる場合は、指名しない。</p>
3 工事成績	<p>工事成績が好ましくないと認められる業者は、指名しない。</p>
4 当該建設工事に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。</p> <p>また、町内業者については、積極的に指名すること。</p>
5 手持工事の状況	<p>その地域における工事の手持ち状況からみて、発注工事を施工する能力があるかどうかを判定する。</p>
6 当該工事施工についての技術的適性	<p>発注工事の施工に必要な施行管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があるかどうかを判定する。</p> <p>また、発注工事の請負対象設計金額が、8,000万円以上の場合には、特定建設業の許可を持っていない者は、指名しない。ただし、町長が特に必要と認めたときはこの限りでない。</p>
7 安全管理及び労働福祉の状況	<p>1 次に掲げる場合は、指定しない。</p> <p>(1) 町発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不</p>

	<p>適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 賃金不払いに関する関係機関からの通報が町に対してあり、その状態が継続していて、明らかに請負者として不適當であると認められる場合</p> <p>(3) 町発注工事の施工にあたって公衆又は工事関係者に死亡者を生じさせる等安全管理の措置が不適切であり、明らかに請負者として不適當であると認められる場合</p> <p>2 次に掲げる場合に該当するときは、これに十分配慮する。</p> <p>(1) 安全管理成績が特に優良であると認められる場合</p> <p>(2) 建設業退職金共済又は中小企業退職金共済に加入、契約履行していると認められる場合</p>
<p>8 当該工事施工についての経験</p>	<p>次の要件について総合的に判断する。</p> <p>(1) 発注工事と同種かつ同等規模以上の工事について国、都道府県、市町村又はこれらに準ずる者と請負契約を締結し、誠実に履行している。</p> <p>(2) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等発注工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施行実績がある。</p>
<p>9 技術者の状況</p>	<p>発注工事の種別に応じ、当該工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められるかどうかを判定する。</p> <p>なお、発注工事の請負対象設計金額が、500万円以上3,500万円未満（建築一式工事については、</p>

	<p>1,500万円以上7,000万円未満)の工事の場合には、配置される主任技術者等の兼務できる件数は当該発注工事を含めて5件までとして判定する。ただし、災害復旧工事に係る現場代理人の件数を除く。</p>
10 工事に係る設計業務等の受託者の関係性	<p>発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において次に掲げる(1)又は(2)に該当する者は指名しない。</p> <p>(1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p>(2) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者</p>
11 工区設定の状況	<p>工区設定を行った工事(以下「工区設定工事」という。)については、既に当該工区設定工事のうち、先に入札した工事の落札者又は最終最低価格応札者(最低制限価格を設定した入札において、失格となった者を除く。)になっている者(以下総称して「入札済工事の落札者等」という。)は指名しない。</p> <p>また、同一業者が複数の工事の契約の相手方にならない事が確認できる場合に限り、当該業者を当該工区設定工事の複数の工事に重複して指名することができる。</p> <p>ただし、町長が特に必要と認めたときはこの限りでない。</p>

附 則 (平成19年9月28日訓令第23号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月31日訓令第9号)

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日訓令第8号）

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。